観光地形成促進地域の区域内における特定民間観光関連施設である販売施設の指定申請に関する実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第８条第１項の規定に基づき、観光地形成促進地域の区域内における特定民間観光関連施設である販売施設の指定申請に関する事務手続について定めるものである。

（申請書の記載事項）

第２条　沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第８条第１項の規定に基づき指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(1)　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　販売施設（同項に規定する販売施設をいう。以下同じ。）を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3)　販売施設の名称及び所在地

(4)　沖縄振興特別措置法施行令（次条において「令」という。）第７条第１項第１号に規定する附帯施設の内容

（申請書の添付書類）

第３条　前条の申請書には、令第７条第１項第１号に規定する小売施設、飲食施設及び附帯施設それぞれの床面積を記載した販売施設の図面を添付しなければならない。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成24年７月31日から施行する。

参　考　様　式

平成　　年　　月　　日

沖縄県知事　　殿

株式会社○○○○
代表取締役社長　○○　○○
沖縄県○○市○○○丁目○番○号

販売施設の指定申請書

沖縄振興特別措置法施行令第７条の規定に基づき、下記のとおり観光地形成促進地域の区域内における特定民間観光関連施設である販売施設の指定申請を行います。

記

１　申請者氏名及び住所

２　販売施設設置者氏名及び住所

３　販売施設の名称及び所在地

４　附帯施設の内容

５　販売施設の図面